

貯蓄預金振替（スウィングサービス）規定

1. 規定の準用

次によるほかは「普通預金規定」、「総合口座取引規定」および「貯蓄預金規定」によります。

2. 預金振替（スウィング）

(1) スウィング対象口座（スウィング条件の指定口座）

①スウィング対象口座として普通預金口座（総合口座含む）（以下「普通預金口座」という。）を指定した場合は、普通預金口座について下記4項の条件を満たした場合、下記3項の振替日にこの普通預金口座から同じく指定を受けた貯蓄預金口座に振替入金します。

②スウィング対象口座として貯蓄預金口座を指定した場合は、貯蓄預金口座について下記4項の条件を満たした場合、下記3項の振替日にこの貯蓄預金口座から同じく指定を受けた普通預金口座に振替入金します。

(2) 預金振替の開始・終了

指定を受けた振替期間の開始年月と振替日により初回の振替を行い、以後振替終了年月の振替日まで、また振替終了年月の指定のない場合は、スウィングサービス契約が解約されるまで振替を行います。

(3) 振替日および振替周期

指定を受けた振替月（振替サイクル）により上記第2項で算出された初回振替日を基準として毎月、2ヵ月毎、3ヵ月毎または6ヵ月毎のいずれかの周期で振替えます。なお、算出された振替日が休日にあたる場合は翌営業日となります。

(4) 預金振替の判定

上記3項で算出された振替日に、指定を受けた「普通預金口座の残高」、「振替最低残高（振替ライン）」、「振替金額」、により次のとおり預金振替します。

①「スウィング対象口座の残高」（ただし、普通預金の場合当座貸越のできる範囲の残高は含みません。）が「振替ライン（維持残高）」以上でありかつその超過する金額が「振替金額」以上の場合にその「振替金額」（ただし、「振替金額」を「0」で指定した場合は、「振替ライン」を超過する金額の全て）をスウィング対象口座から振替支払し、振替先の貯蓄預金口座または普通預金口座に入金します。

②「スウィング対象口座の残高」が上記①の金額未満の場合、預金振替は行いません。

この場合、銀行はお客様宛のご連絡は行いません。また、上記①で振替入金した場合も同様です。

3. 払戻請求書の提出不要

第2条「預金振替（スウィング）」によるスウィング対象口座からのお支払について「普通預金規定」、「総合口座取引規定」または「貯蓄預金規定」にかかわらず、預金通帳および当行所定の払戻請求書等の提出は必要ありません。

4. 通帳への記入

第2条により取扱いしましたスウィング対象口座からの振替支払および第2条により貯蓄預金または普通預金に振替入金された取引の通帳への記入は、この普通預金通帳、およびこの貯蓄預金通帳を当店および当行本支店の窓口に提出されたときまたは現金自動預入・支払機（ATM）にて行います。

5. 預金振替の取消・解約

第2条の取扱いを取消または解約する場合には、書面によって当店に届出ください。

以上
(2017年8月1日現在)